

ガバナンス研究部会（第276回）議事録

日時：2021年5月21日（金）午後3時～5時

場所：WEB会議

出席者：板垣、井上、今井、遠藤（元）、岡田、勝田、河口、嶋多、永井、中嶋、林、福田、水尾、山本、山脇（計15人）

【報告等】

- 1 井上部会長から、4月24日開催の学会第175回理事会について報告があった。
- 2 井上部会長から、年報の制作状況について報告があった。6月上旬に納品予定、その後各部会員の自宅宛て送付される。

【定例研究発表】

- 1 「フランスにおける「会社の目的」に関する最近の動向」（林 順一部会員）

<概要説明>

- 所得・資産格差の拡大や気候変動への関心の高まりを背景として、英国・米国では会社の目的に関する議論が活発化している。また欧州委員会でも、株主価値の創造だけを考慮するのではなく、環境・社会といった持続可能な論点も重視すべきであるという議論が盛んに行われている。投資家の立場からも、ESG投資はもとより、最近では社会・環境への影響を重視するインパクト投資が注目を浴びている。
- そのような中、フランスでは、2019年5月にPACTE法（le Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises：企業の成長・変革のための行動計画）が成立し、パーパスに導かれる会社形態である「使命を果たす会社（société à mission）」への転換や設立が可能となり、2020年6月にはダノンが、株主総会での承認を経て、上場企業としては最初の「使命を果たす会社」への転換を成し遂げた。この会社形態は米国のBenefit corporationと類似のものである。
- ダノンが「使命を果たす会社」に転換した背景・理由として、本来の4つの背景・理由と昨年対応した理由を考えることができる。本来の背景・理由の第1は、ダノンがフランスの会社である点である（フランスでは伝統的に、英国や米国とは異なり、株主の利益を最優先しなければならないという考え方が採用されていない）。第2は、食品を扱う企業である点である（食品は人々の健康・安全に直結するものであり、顧客・消費者の食品会社に対する期待は大きいと考えられる）。第3は、創業者の思いとそれを継いだダノンのDNAである（100年前の創業者の夢・目的が、1972年制定のDual economic and social project、2005年制定のミッション、2017年制定のビジョンと2018年制定の長期目標に反映されている）。第4は、経営者である会長兼CEOのエマニュエル・ファバール氏の強い意志である。これらの本来の4つの背景・理由に加えて、昨年対応した理由として、コロナ危機が社会・環境問題の重要性を再認識させたこと、PACTE法によってこの

法的形態への転換が可能となったことが挙げられる。

- しかしながら、2021年3月15日、業績不振を問題視するアクティビストの圧力によって、エマニュエル・ファベル会長兼 CEO が解任された。これは環境・社会といった持続可能性を重視する経営を行っていても、業績が悪いと投資家は満足しないということを示している。投資家が言う ESG 重視は、あくまで経済的利益を促進するためまたはそれを阻害しない範囲内での対応を求めていると言える。

<討議・意見>

- ダノンは ESG を標榜しつつも収益が伴っておらず、「仮面をかぶった ESG 経営」「収益不釣り合い型」の ESG 経営の典型であるといった指摘がある。
- ステークホルダーと株主の利益をまったくイコールとおくのはやりすぎであり、株主重視が基本と言えよう。利益概念を外した「使命を果たす会社」を強調することは、もはや資本主義ではなく、社会主義に入っているのではないか。
- ESG・SDGs を推進することによるパフォーマンスへのプラスの影響について、どの程度のスパンで株主が見てくれるのかがポイントではないか。機関投資家は出資者へのリターンが求められる。
- 利益か社会貢献かという議論に際しては、ドラッカーの「企業が高い利益を上げて初めて社会に貢献することができる」という指摘が重要である。

2 「公益通報者保護法改正に伴う現場の悩み問題点」(河口洋徳 部会員)

<概要説明>

公益通報者保護法改正に関して、現場に近い立場から以下の諸点について報告を行った。

1. 改正のポイント

- 1-1. 体制整備の義務化
- 1-2. 罰則の制定
- 1-3. 外部通報(2号通報)
- 1-4. 外部通報(3号通報)
- 1-5. 行政機関の体制整備
- 1-6. 保護対象の変更
- 1-7. 対象事案について
- 1-8. 通報者への損害賠償責任

2. 企業の通報担当窓口部門への影響、問題点

- 2-1. 企業の受付窓口担当にとっての心配事
- 2-2. 企業の組織管理から見た動揺
- 2-3. パワハラ法との関連について
- 2-4. 窓口の切り分けをすべきか否か

3. 通報者にとっての重要なポイント

- 3-1. 通報者自身の人権保護についての問題
- 3-2. 個人情報漏洩があり、不利益取り扱いが行われた場合の問題

4. 今後の方向性について(まとめに変えて)

- ・現在、消費者庁において内閣府の意を受けた形で、「公益通報者保護法に基づく指針

等に関する検討会」が進んでおり、これらの問題点や、企業の対応に向けた指針（ガイドラインはすでに成立しており、これは新法施行のための指針策定）について検討が開始されている。注視が重要である。

- コンプライアンスのグローバル・スタンダードといわれる COSO（米国トレッドウェイ委員会組織委員会）は、「共通の内部統制の統合的枠組み」を明らかにするために、統制環境要因として誠実性（Integrity）と倫理的価値観（Ethical Values）を取上げた画期的内容を公表した。ここでは、意思決定者は「何が適法か」を超えて「何が正しいか」を基礎において決めなくてはならないと指摘している。

<討議・意見>

- ISO が内部通報規定の国際基準について、この秋ごろに発表する予定と聞いている。これがわが国の認証制度に大きな影響を与えることになろう。
- 今回の改訂では、通報者に対する会社の報復に対して刑事罰が科されないことが残念である。
- パワハラ窓口と不祥事通報窓口を分けたほうがいいという議論もあるが、これらは連動していることもあり、受付窓口は同じ方が望ましいのではないか。
- 受付窓口を分けることは、社員にとってその区別がわかりにくい。実務上は2つに分けることは難しい。社外の弁護士窓口を設けても、事実確認等結局会社に戻ってくることになる。むしろ効率が悪いことが目立つ。
- 通報窓口担当者が刑事罰を受ける可能性があることに対して、また社内合理化の観点から、受付窓口を外部弁護士事務所に限定する動きもある。
- ヘルプラインなどに届いた内容について、四半期毎に取り纏めて、監査役会や取締役会に報告する会社が増加している。これは制度の充実には欠かせない。
- ヘルプラインへの通報は「公益」（社会に対する悪を指摘する）通報と「私益」（個人の困りごと）通報に分けられる。現在各社が受け付けているのは、ほとんどが「私益」通報といえる。「私益」部分に公益通報者保護法を適用するのも違和感がある。
- 理科系、特に工学系では、20年前の1999年から技術者の倫理教育が行われており、また10年程前からは技術者倫理が必修とされていることから、現在40代半ばより若い技術者にはこのような教育を受けている者がおり、特に若手社員からの問題指摘が増加している。しかし、年数がたつとあまり指摘しなくなる傾向もある。
- 公益通報保護法の本来の目的はトラブル・違法性の未然防止であり、「通報窓口」というよりは「通報・相談窓口」とすべきである。

【次回開催日】6月11日（金）午後3時 開催方法、場所未定